

## 5 水田活用の直接支払交付金交付単価等

### (1) 戦略作物に対する助成【国設定】

対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
①麦・大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出荷・販売すること。</li> <li>■実需者と出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■収量が地域の基準単収の1/2以上であること。</li> </ul>	35,000円
②飼料作物 (水田放牧を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出荷・販売すること。</li> <li>■需要者と利用供給協定を結ぶこと。 ※無償譲渡の場合は、交付対象外 畜産農家は、自家利用計画書を作成すること。</li> <li>■水田放牧の場合は、飼料作物を作付すること。</li> <li>■牧草については、当年産について播種を行う場合、播種記録(種子購入伝票等)を提出すること。</li> <li>■収量が地域の基準単収の1/2以上であること。</li> </ul>	
③WCS用稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加工用米等取組計画を農政局に提出し受理されること。</li> <li>■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■収量が地域の基準単収の1/2以上であること。</li> </ul>	80,000円
④加工用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加工用米等取組計画を農政局に提出し受理されること。</li> <li>■事前にJA等との出荷契約を締結すること。</li> </ul>	20,000円
⑤飼料用米・ 米粉用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加工用米等取組計画を農政局に提出し受理されること。</li> <li>■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■JA等の農産物検査機関等による数量確認を行っていること。</li> </ul> <p>特例措置として、過去3年の平均収量が標準単収値以上であって、当年の減収が自然災害等であることが確認できる場合などは、標準単価の交付金を受給できる場合があります。</p>	105,000円 ～55,000円  ※生産数量に応じて交 付金を支払う「数量払」  地域平均単収の場合 80,000円程度 (飼料用米の一般品種 は一部異なります。

※収穫数量が極端に少ない場合、減収となった理由書の提出が必要となる場合があります。

※令和8年度産の地域の基準単収については、4月以降に公表される予定です。



## (2) 産地交付金【広島県農業再生協議会設定】

対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)	
①そば・なたね	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■契約書の写しを<b>6月30日までに</b>提出すること。</li> <li>■<b>収量が地域の基準単収値の1/2以上であること。</b></li> </ul>	20,000円以内	
②新市場開拓への取組 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国内外の新市場の開拓を図る米穀の作付（国内用主食用米、加工用米、飼料用米、酒造好適米等を除く。ただし、酒造好適米のうち、輸出用日本酒の原料に供するものは対象とする。）</li> <li>■<b>コメ新市場開拓等促進事業と重複できない。</b></li> </ul>	20,000円以内	
③新市場開拓用米の 複数年契約の取組 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■複数年（3年以上）契約の取組であること。</li> <li>■各年産米の契約数量は維持又は増加すること。</li> <li>■コメ新市場開拓等促進事業に採択されること。</li> </ul>	10,000円以内 (契約開始年度のみ)	
④地力増進作物の 取組支援 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■<b>適期に播種及びすき込みを行うこと。</b></li> <li>■前作が水稲、麦、大豆、園芸品目であること。</li> </ul> <p>※対象地力増進作物／トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバー（基幹作のみ）</p>	10,000円以内	
担 い 手 加 算 ※2	⑤園芸作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の園芸作物を出荷・販売すること。 キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、きく、ぶどう、いちじく、レモン</li> </ul>	8,000円程度
	⑥加工用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>■指定品種（中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感）又は実需者が指定した品種（自家利用は除く）を作付けすること。</li> <li>■<b>※前年度作付より10a以上増加した場合、増加面積に対し、2,000円/10a加算する。</b></li> </ul>	23,000円程度
	⑦飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象作物（WCS用稲、飼料用米を除く）を出荷・販売すること。</li> </ul>	5,000円程度
	⑧麦・大豆 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広島県水稲・麦・大豆栽培基準に基づいて、「土壌改良技術」、「病害虫防除・除草」、「営農排水」の3つの技術メニューから2つ以上のメニューを実施すること。</li> </ul>	8,000円程度
	⑨飼料用米 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単収が地域の標準単収値以上又は、標準単収値の8割以上の取組であること。</li> <li>■<b>※前年度作付より10a以上増加した場合、増加面積に対し、2,000円/10a加算する。</b></li> </ul>	標準単収値以上 22,000円程度 標準単収値8割以上 18,000円程度

※1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。

### (3) 産地交付金【市協議会設定】

対象作物等		要件	交付単価 (円/10a)
①地域重点作物		■以下の作物を出荷・販売すること。 カボチャ、ばれいしょ、ピーマン、レンコン、 アスパラガス、キャベツ、たまねぎ、なす、ねぎ	20,000 円程度
②地域振興作物		■以下の作物を出荷・販売すること。 エゴマ、きゅうり、コマツナ、大根、トマト、 にんじん、白菜、ハウレンソウ、トルコギキョウ	8,000 円程度
③地産地消の取組		<u>東広島市内へ</u> 出荷・販売すること。	5,000 円程度
④二毛作の取組 ※1		■対象作物（戦略作物、そば、なたね）により二毛作の 取り組みを行うこと。	10,000 円程度
⑤耕畜連携の取組 ※1		■次の取組のうちいずれかを実施すること。 ①わら利用 ②水田放牧 ③資源循環	12,000 円程度
担 い 手 加 算 ※2	⑥麦・大豆・ 飼料作物 (水田放牧含む)	■出荷・販売すること。	3,000 円程度
	⑦国の 戦略作物以外	■出荷・販売すること。 ※対象作物：国の戦略作物（麦、大豆、飼料作物、 WCS 用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）以外	5,000 円程度

※1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。

